

令和4年度

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請を受け付け

新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を受け、令和4年度住民税非課税世帯や収入が減少した世帯に対して、臨時特別給付金を支給します。 ※1世帯1回限り

住民税非課税世帯への臨時特別給付金

受付期間 9月30日(金)まで

対象

令和4年6月1日時点で荒川区に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯
※令和3年度住民税非課税世帯給付金の対象だった世帯、すでに家計急変世帯給付金の支給を受けた世帯、当該世帯の世帯主だった方を含む世帯、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く

給付額 1世帯当たり10万円

申込み

- ▶令和3年1月1日以前から区内に住民票がある令和4年度住民税非課税世帯・生活保護を受給している世帯
…区が送付する確認書に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送
- ▶令和3年1月2日以降に転入した方等がいる令和4年度住民税非課税世帯
…区役所2階202会議室・各区民事務所・荒川区社会福祉協議会・荒川区ホームページで配布する申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、郵送で、〒171-0014東京都豊島区池袋2-65-18池袋WESTビル5階荒川区役所住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当
※希望する方に、申請書を送付します。荒川区住民税非課税世帯等への臨時特別給付金コールセンター（下記）に連絡してください

家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯)への臨時特別給付金

受付期間 9月30日(金)まで

対象

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員のそれぞれの令和4年1月以降の任意の1か月間の収入を12倍にした年間収入見込額が、右表の非課税限度額(収入)以下になった世帯
※令和3・4年度住民税非課税世帯給付金の対象だった世帯、すでに家計急変世帯給付金の支給を受けた世帯、世帯主がすでにいずれかの給付金の支給を受けた世帯を除く
※収入の種類は、給与、事業、不動産、年金です

給付額 1世帯当たり10万円

申込み

区役所2階202会議室・各区民事務所・荒川区社会福祉協議会・荒川区ホームページで配布する申請書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、郵送で、〒171-0014東京都豊島区池袋2-65-18池袋WESTビル5階荒川区役所住民税非課税世帯等臨時特別給付金担当
※希望する方に、申請書を送付します。荒川区住民税非課税世帯等への臨時特別給付金コールセンター（下記）に連絡してください

配偶者・扶養親族の人数	非課税限度額(収入)
単身・扶養親族がいない	100万円
1人	156万円
2人	205万7000円
3人	255万7000円
4人	305万7000円
障がい者、寡婦、ひとり親の場合	204万3000円

配偶者からの暴力(DV)で避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、現在住んでいる自治体に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをすることで、避難先の自治体から給付金を受け取ることができます。避難中であることの証明書の発行手続きは、電話でお問い合わせください。

問合せ アクト21 ☎(3809)2890

振り込め詐欺・個人情報詐欺にご注意を

区や都等の職員を装った不審な電話・郵便があった場合は、最寄りの警察署、または警察相談専用電話(☎#9110)に連絡してください。



問合せ

▶手続き等について…荒川区住民税非課税世帯等への臨時特別給付金コールセンター ☎0120(985)660
(午前9時～午後5時) ※(土)・(日)・祝等を除く

▶制度全体について…内閣府コールセンター ☎0120(526)145
(午前9時～午後8時) ※(土)・(日)・祝等を除く

7月は

社会を明るくする運動 強調月間

犯罪・非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの更生への理解を深め、犯罪・非行のない明るい社会を築くことを目的とした運動です。
学校・関係機関・団体と連携し、互いに支え合って生きていける社会づくりを目指します。

さまざまな活動との連携

荒川区に息づく心を次の世代へとつないでいく「あらかわの心」推進運動と連携し、皆さんに理解・協力していただくための活動が行われます。

各地区に推進委員会を設置

南千住・荒川・町屋・尾久・日暮里の各地区に推進委員会を設置し、活動を行います。

広報活動

区役所2階児童青少年課等で啓発用ポケットティッシュ等を配布し、青少年の非行防止を呼びかけます(なくなりしだい終了)。
また、各地区でも、さまざまな啓発活動を行います。



▶啓発用ポケットティッシュ